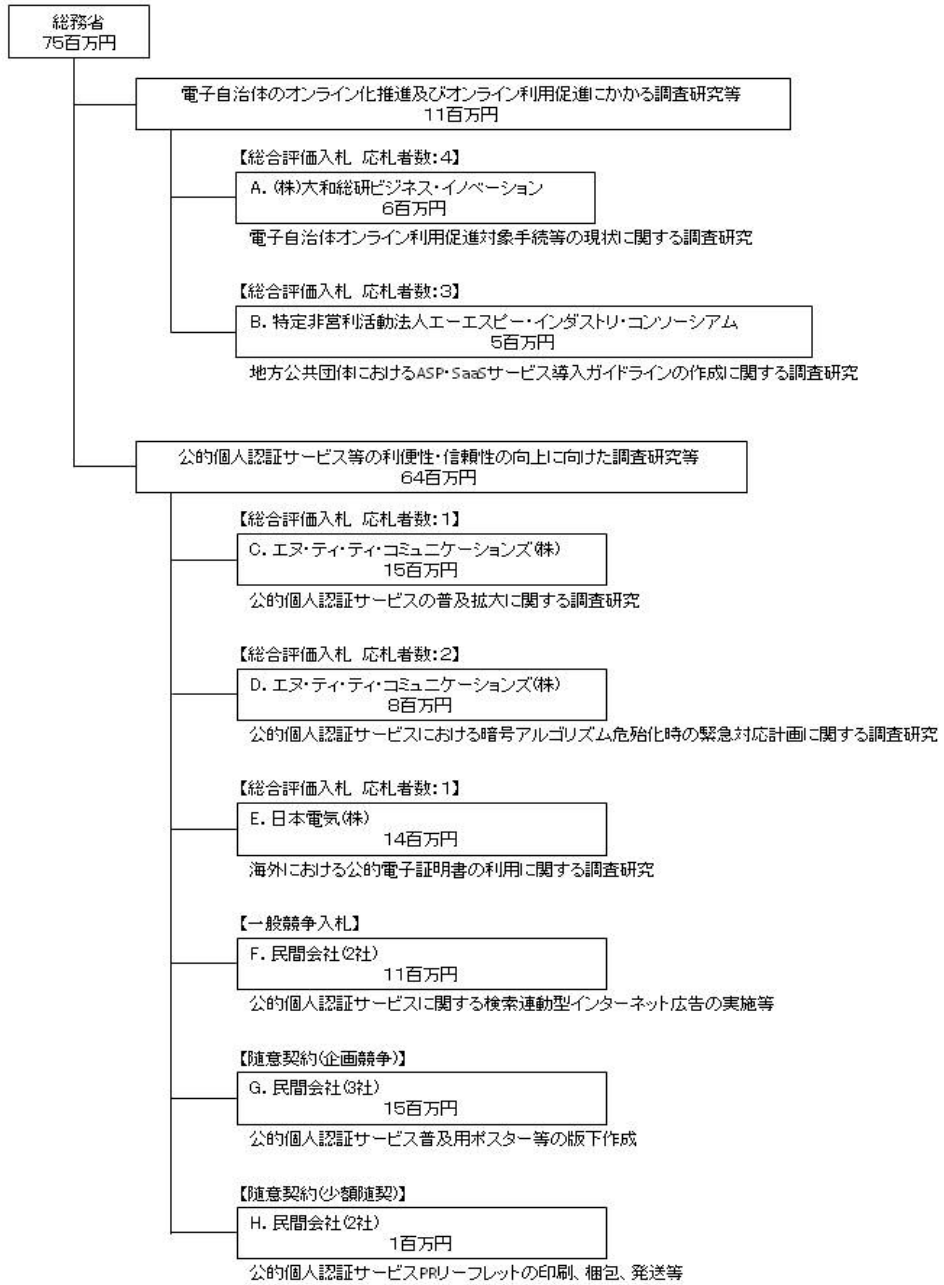


行政事業レビューシート (総務省)

予算事業名	地方行政情報化推進に必要な経費(うち次世代 公的個人認証サービス等研究・開発事業)	事業開始 年度	平成17年度	作成責任者		
担当部局庁	自治行政局	担当課室	地域情報政策室	室長 高地 圭輔		
会計区分	一般会計	上位政策	電子政府・電子自治体推進費			
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	総務省設置法第4条 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第 10条	関係する計 画、通知等	IT新改革戦略(平成18年1月) オンライン利用拡大行動計画(平成20年9月)			
事業の目的 (目指す姿を簡 潔に。3行程度 以内)	政府は、IT新改革戦略において「2010年度までに国・地方公共団体のオンライン利用率を50%以上とする」目標を掲げており、この目標を達成するため、オンライン化推進及びオンライン利用促進の取組を進める必要がある。また、世界一便利で効率的な電子行政を実現するため、電子政府・電子自治体の基盤となっている公的個人認証サービスについて、利便性及び信頼性向上に向けた取組を進める必要がある。					
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	行政サービスに対する住民満足度の向上及び効率的な電子自治体の構築のため、申請・届出等手続のオンライン化の推進及びオンライン化手続の利用促進のための検討並びに地方公共団体におけるASP・SaaSサービスの利用を促進するための具体的な取組方策について調査研究を実施。また、公的個人認証サービスの利便性及び信頼性向上のため、次世代の公的個人認証サービスも見据えて調査研究等を実施するとともに、公的個人認証サービスの広報・啓発を実施。					
実施状況	「地方公共団体におけるASP・SaaS導入活用ガイドライン」を策定公表したほか、オンライン化推進及びオンライン利用促進に資するため、各種調査研究等を実施した。また、「公的個人認証サービス普及拡大検討会」を開催し、署名検証者の拡大や電子証明書の格納媒体の拡大といった公的個人認証サービスの利用サービスの拡大及び利便性の向上等、普及拡大のための方策を検討した。					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	125	155	110	71	16
	執行額	121	99	75		
	執行率	96.8	63.9	68.2		
	総事業費(執行ベース)	121	99	75		
自己点検	支出先・ 用途の把 握水準・ 状況	各支出先と随時連絡・調整を行うことで、目的を実現できるよう努めていたところ。				
	見直しの 余地	<p>全体として一般競争入札の実施が大きな成果をあげたものと認識。品質が伴わない低価格入札に対しては注意を払いつつ、一層の入札参加者増を図りたい。また、企画競争を行った案件(ポスター作成等)についても、今後同様の事業を実施するには広く参加者を募り、更なる競争の促進を図る。</p> <p>電子自治体のオンライン利用促進については、現在のオンライン利用率推計手法の問題点や手続毎の普及動向等を分析した。成果は、「新たな情報通信技術戦略」(22年5月11日決定)の具体化等において使用する。ASP/SaaSについては、検討成果により自治体向けのガイドラインをとりまとめた。成果の自治体による使用を推進し、経費節減を促進する。また、今後、検討を基幹系のシステムに広げる。</p> <p>公的個人認証の普及拡大に関しては、今後の普及拡大策の在り方に関する検討成果を得た。成果は、新IT戦略の具体化において使用する。また、暗号危殆化時の計画策定は「政府機関の情報システムにおいて使用されている暗号アルゴリズムSHA-1及びRSA1024に係る移行指針」(平成20年4月22日、情報セキュリティ政策会議)等において、新たな暗号アルゴリズムへの移行が完了する以前に、SHA-1又はRSA1024の安全性の低下による影響が発生する状況に備える必要性から求められたものであり、対処方針等を示し、不測の事態への対応が図られた。成果は、指定認証機関が恒常的に使用する予定。また、電子証明書に関する海外での実態調査を行うことで、国民ID等の議論に公的個人認証が対応するための基礎的なデータを収集した。成果は、新IT戦略の具体化において使用する。</p> <p>公的個人認証に関する広報については、電子証明書の利用拡大において一定の成果を得たと考えられるところであるが、今後の広報調達に当たっては、一層の競争促進を図る予定である。</p>				
化予 算監 視の ・効 果見 率	更なる見直し (予算を半減～1/3に縮減、調査研究は利便性に特化)					
補 記						

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位:百万円)



A.(株)大和総研ビジネス・イノベーション			E.日本電気(株)		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
人件費	オンライン利用の促進を図るためのオンライン利用促進対象手続等地方公共団体の手続の現状についての調査研究	2	人件費	調査対象国の公的電子証明書に係る調査研究・報告書作成	12
			一般管理費	一般管理費	1
外部委託	日本電気(株)調査研究報告書の作成及び指針の見直し案の作成支援	2	外部委託	イーコーポレーションドットジーピー(株)へ、韓国の公的電子証明書に係る調査研究等	1
その他	会議運営費等	2			
計		6	計		14
B.特定非営利活動法人エーエスピー・インダストリー・コンソーシアム			F.(株)イノベーション		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
人件費	地方公共団体がASP・SaaSを実際に導入する際に留意すべき点等をとりまとめたガイドラインの作成に関する調査研究	2	広告掲載料	インターネット広告掲載料	5
その他	会議運営費等	3	人件費	アカウント管理、報告書作成等	1
計		5	計		6
C.エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)			G.(株)DMI		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
人件費	公的個人認証サービスの普及拡大方策に関する調査研究、報告書作成	13	撮影費	スタジオレンタル代、広告出演料等	10
その他	検討会運営費	2	人件費	プランナー、ディレクター、コピーライター、デザイナー、イラストレーター等	3
			物品購入費	衣装、小道具等	1
			一般管理費		1
計		15	計		15
D.エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)			H.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
人件費	公的個人認証サービスにおける暗号危殆化時の対応に関する調査研究、報告書作成	8			
計		8	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごと
 に最大の金額が支出さ
 れている者について記
 載する。使途と費目の
 双方で実情が分かる
 ように記載)

支出先一覧

F. 【一般競争入札】民間会社(2社)

(単位:百万円)

事業名	応札者数	支出先	支出額
公的個人認証サービスに関する検索連動型インターネット広告の実施	3	(株)イノベーション	5.6
「公的個人認証PRポスター及びリーフレット」の印刷・梱包・発送(都道府県、市区町村、税務署等)	8	川口印刷工業(株)	5.1

G. 【随意契約(企画競争)】民間会社(3社)

(単位:百万円)

事業名	企画競争参加者数	支出先	支出額
公的個人認証サービス普及用ポスターの版下作成	15	(株)DMI	14.7
公的個人認証サービスPRリーフレットAの版下作成	11	(株)アイフィス	0.5
公的個人認証サービスPRリーフレットBの版下作成	11	(株)ソフトハウス	0.2

H. 【随意契約(少額随契)】民間会社(2社)

(単位:百万円)

事業名	支出先	支出額
公的個人認証サービスPRリーフレットの印刷、梱包、発送(名古屋市、京都市及び福岡市共済組合)	(株)三州社	0.2
公的個人認証サービスPRリーフレットの印刷、梱包、発送(川崎市及び広島市共済組合)	(株)丸井工文社	0.1

地方公共団体におけるオンライン利用促進に向けた取組について

IT新改革戦略(平成18年1月19日)

「国・地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率を2010年度までに50%以上とする。」

総務省の取組

○オンライン利用促進指針の策定

- ▶オンライン利用促進対象手続の選定(21類型)
- ▶地方公共団体においてオンライン利用促進を図るために取り組むべき事項
- ▶総務省における取り組み

○オンライン利用促進マニュアルの策定

- ▶先進自治体のオンライン利用の実績、創意工夫等を参考に策定
- ▶利用促進のポイント、利用促進に取り組むにあたっての手続フロー、広報方法等を説明した実践的なマニュアル

助言・情報提供

地方公共団体における取組

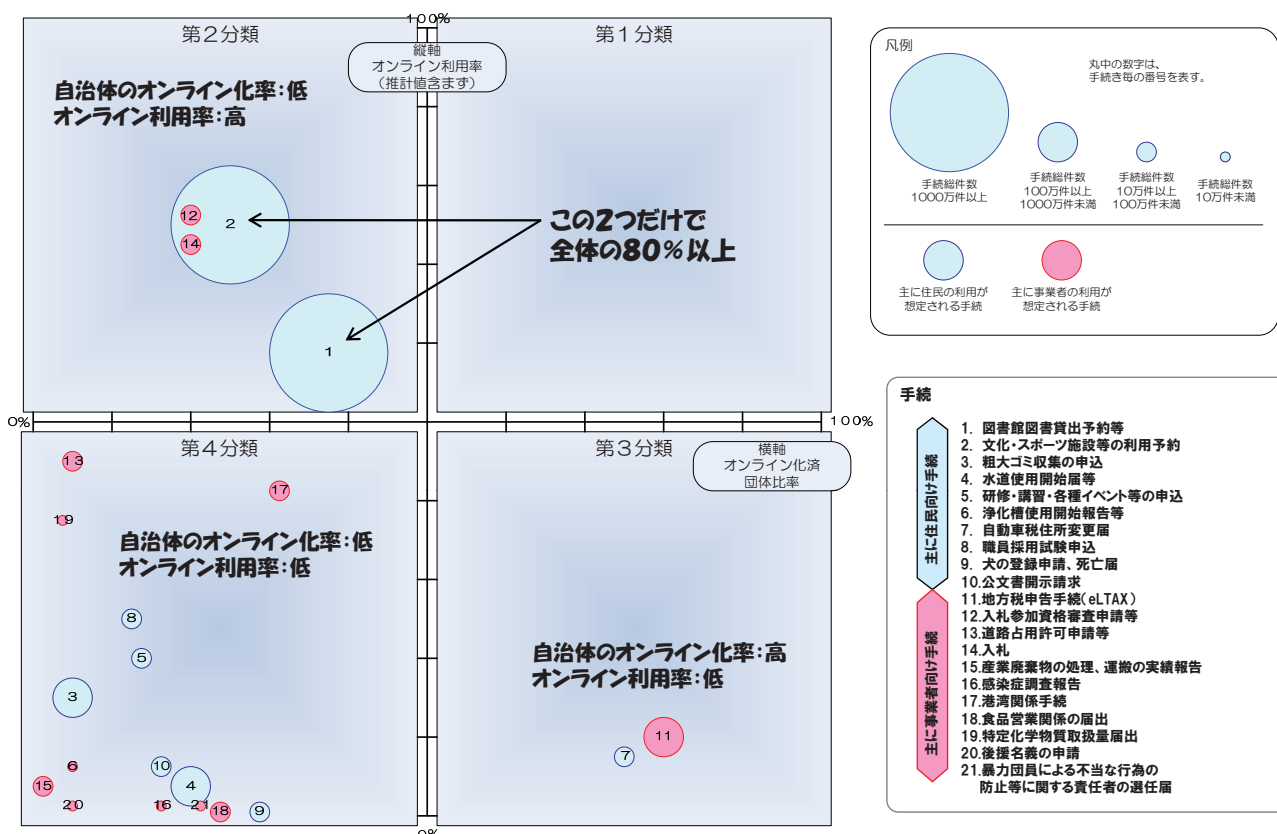
地方公共団体において指針等を参考に主体的にオンライン利用促進策を推進

- ・オンライン利用促進計画の策定
- ・利用者視点にたったシステムの改善
- ・利用者へのメリットの拡大
- ・住民等への広報・普及の強化

○定期的にフォローアップ

毎年度オンライン利用率を把握・公表

(参考) 利用促進手続きの分布



ASP・SaaS導入活用ガイドラインの公表

- ・地方公共団体においても、ASP・SaaSを積極的に活用することにより、財政状況が逼迫している現状において、**情報システムの維持/運用や高度なICTの専門性を有する人材の確保/育成などの負担を抑制。**
- ・平成20年度から、**地方公共団体がASP・SaaSを導入する際の具体的な課題や実効性のある取組み方策**などについて広く検討することを目的とし、「地方公共団体ASP・SaaS活用推進会議」を開催。
- ・総務省は、平成20年度、21年度の本会議における検討結果やパブリックコメントの結果をもとに、「地方公共団体におけるASP・SaaS導入活用ガイドライン」を策定、公表(平成22年4月1日)。

ASP・SaaS活用推進会議の開催状況

平成20年度	開催日	主要検討テーマ
第1回	平成20年10月20日	ASP・SaaS利用に関するガイドライン策定の基本方針（進め方など）
第2回	平成20年11月26日	ガイドラインの検討 ■ASP・SaaSの概要：ASP・SaaSとは、ASP・SaaS利用の意義 ■ASP・SaaS導入から利用までの実施事項 など
第3回	平成21年 2月18日	中間報告書（案）の検討 ■バックオフィス業務等に関する課題事項について
平成21年度	開催日	主要検討テーマ
第1回	平成21年 9月16日	平成21年度地方公共団体ASP・SaaS活用推進会議の進め方、地方公共団体におけるASP・SaaS導入に係る契約等の論点について
第2回	平成21年10月29日	ASP・SaaS利用に関する契約について
第3回	平成21年11月30日	地方公共団体ASP・SaaS活用推進会議平成21年度報告書(最終案)の検討

地方公共団体におけるASP・SaaS活用推進ガイドラインの構成

【報告書の構成】

はじめに 本調査研究について

第1部 ASP・SaaSの概要

第1章 ASP・SaaSとは

第2章 ASP・SaaS利用の意義

第2部 フロントオフィス業務に対するASP・SaaSの利用

第3章 ASP・SaaS導入から利用までの実施事項

第4章 ASP・SaaSにおけるSLA

第5章 ASP・SaaSにおけるSLM

第3部 ASP・SaaSにおける契約について

第6章 ASP・SaaSにおける契約の進めかたについて

第7章 ASP・SaaSにおける契約書（サンプル）

参考資料

付録1 地方公共団体の業務別に利用可能なASP・SaaS

付録2 ASP・SaaSの利用事例紹介

【記載内容のポイント】

■ASP・SaaSの円滑な導入・利用のための課題等を検討。

■従来のシステム開発においては、高額な開発コスト、高度なITリテラシーを有する人材の不足、ベンダーロックインの悪弊などにより、効率的なシステムの構築・維持が困難。

■このような状況に対し、ASP・SaaSは情報システムの運用に係る費用削減、セキュリティ対策の充実、迅速なサービスの利用が可能となるなどの点において大きな効果を発揮。

■ASP・SaaSの導入を検討する際は、基本的に業務の態様をサービスに合わせていくことが重要。カスタマイズを行う場合は導入コストの増加やバージョンアップのたびに追加改修が発生することに留意が必要。

■ASP・SaaSに求めるサービス品質を検討する際は、過剰な品質を要求すると利用料金が上昇することを考慮し、実際に必要となる要求水準を適切に把握することが重要。

■ASP・SaaSの導入に向けて①予算化、②調達、③契約を行う際は、従来のシステム開発とは考え方が異なる事項について特に留意が必要。

【主な相違点】

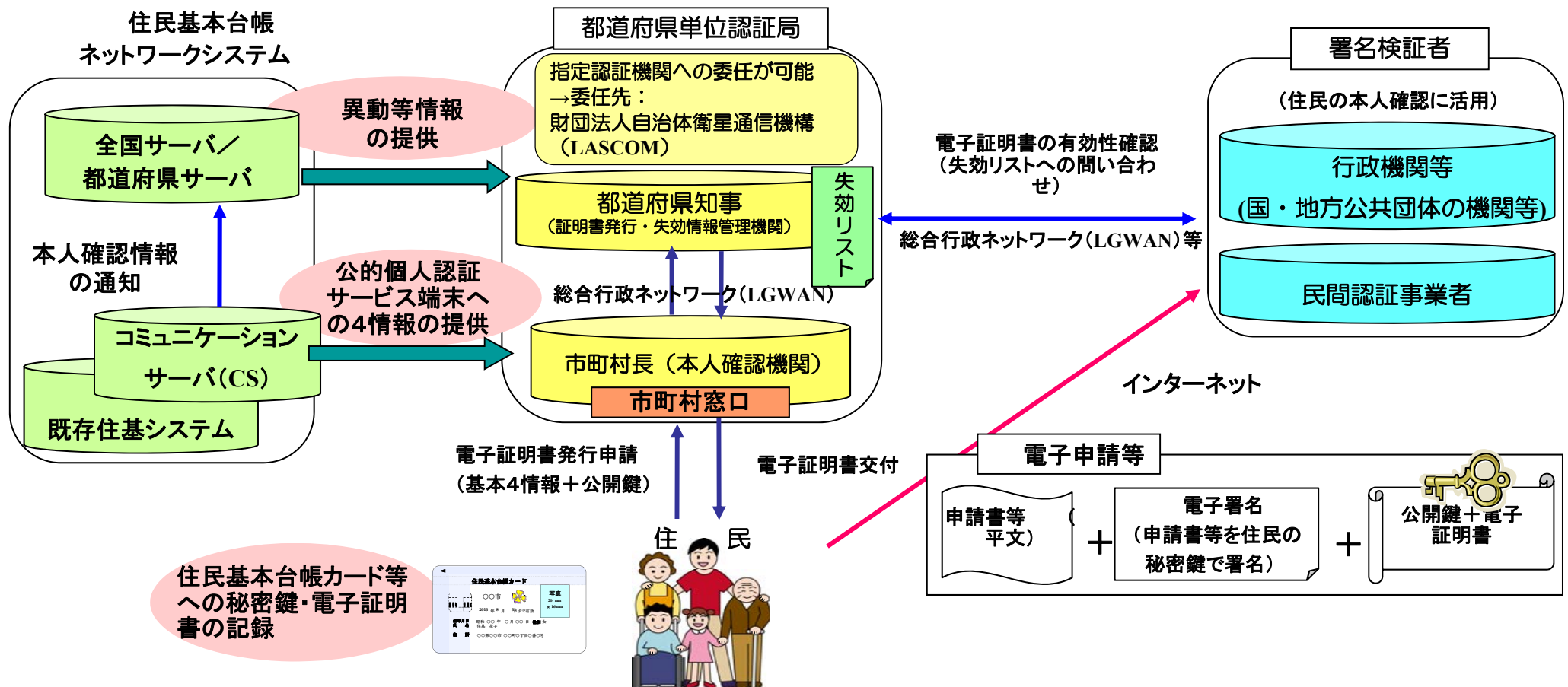
- ・予算科目 ・契約形態 ・データセンターへの現地調査 ・仕様変更
- ・サービスの廃止 ・知的財産権の帰属先 ・契約書の内容 など

■地方公共団体において、ASP・SaaSは総務企画分野や市民生活分野をはじめ、様々な分野に対して提供されているが、住民情報を取り扱うサービスはLGWAN-ASPで提供されているケースが多い。

■地方公共団体間でASP・SaaSの共同利用を行う場合は、協議会や幹事団体を中心とした参加団体のコンセンサスが重要。単独で利用する場合は電算主管課と業務主管課の連携を通じたマネジメントが重要。

公的個人認証サービスの概要

- オンラインでの行政手続等における本人確認のための公的サービス。
- 成りすまし、改ざん、送信否認などを防ぐため、高いセキュリティを確保。
- 電子証明書の発行件数：約146万件（2010年4月末現在）



公的個人認証サービスの普及拡大に関する調査研究事業の結果概要

1. 認証用途の付加

■方策案

案1: 現行の署名用の電子証明書を認証用として併用

案2: 認証用電子証明書を発行

■方向性

行政が保有する情報にアクセスするための認証手段は必須であり、コストや利便性の観点から、当面は案1を軸に検討

4. 有効期間の延長

■方策案

案1: 現行暗号アルゴリズムから有効期間を5年

案2: 新暗号アルゴリズムから有効期間を5年

■方向性

現行暗号から有効期間を5年とするとともに、使用終了時期を2017年度早期までとすることを検討

新暗号については有効期間を5年とすることを検討

2. 記録媒体の拡大

■記録媒体候補

ICカードTypeB、FeliCa対応ICカード、
携帯電話端末(SIMカード)、USBスマートトークン

■方向性

セキュリティ確保、普及状況等を考慮し、携帯電話端末(SIMカード)及びFeliCa対応ICカードに拡大を検討

5. 署名検証者の拡大

■方策案

まず、署名検証者を拡大する範囲を検討

次に署名検証を行う方策について検討

■方向性

利用ニーズがあり、かつ、国民が広く利用する等基盤としての役割が求められる事業者への拡大を検討

また、署名検証のコスト負担の軽減を図る方策を検討

3. オンライン更新

■方策案

案1: 更新サーバ側で鍵ペアを生成し、暗号化してICカードまで送信する方式

案2: ICカード内で鍵ペアを生成する方式

■方向性

安全に実現する方法について検討

その上で、コスト等の観点から検討

6. 署名メール・暗号メール

■方策案

共同利用設備を利用した署名メール・暗号メールの実現を検討

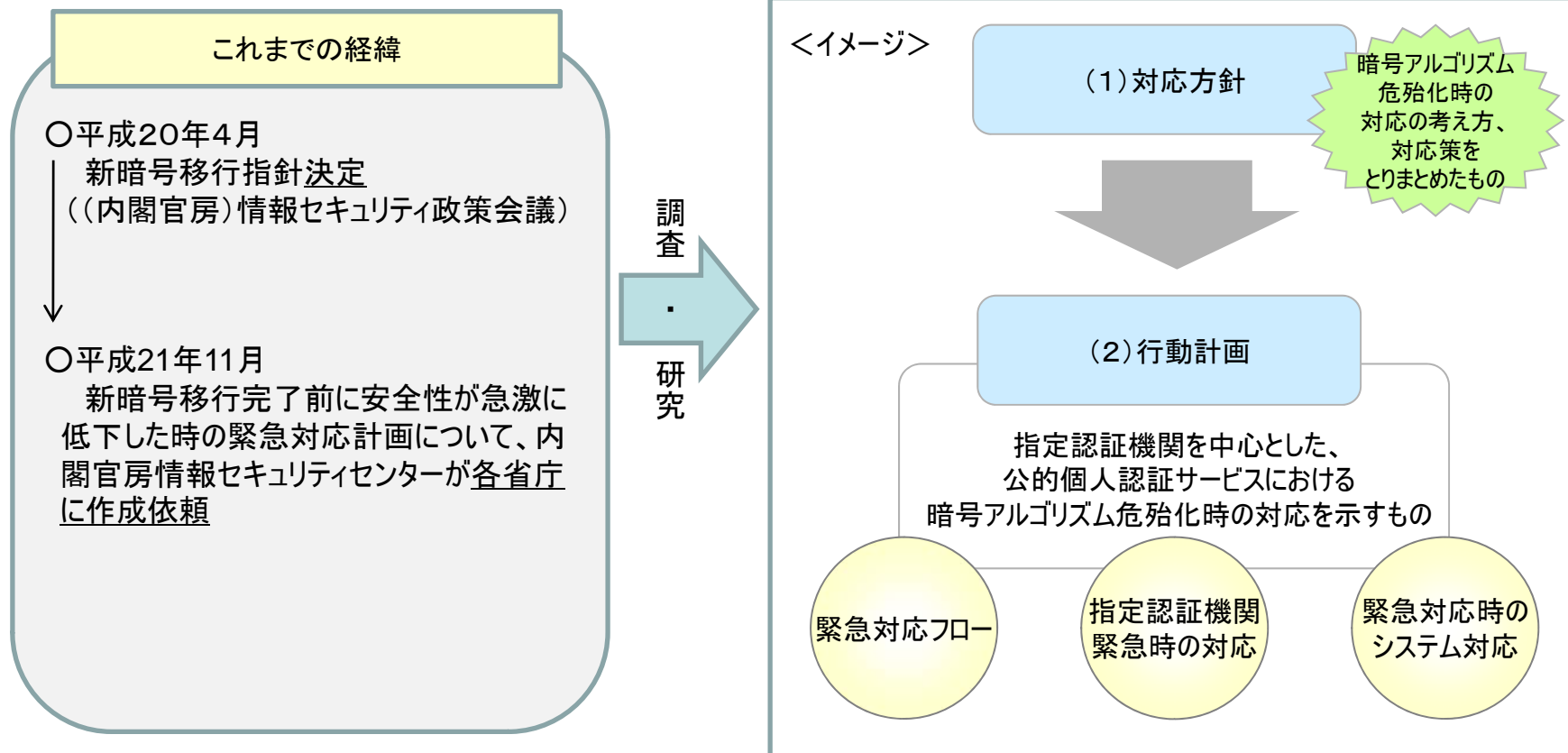
■方向性

共同利用設備を利用した実現の検討と併せて、登録業務(RA)は公的個人認証サービスが担い、ISPや民間認証局が署名メール・暗号メールを提供する方策を検討

公的個人認証サービスにおける暗号アルゴリズム危殆化時の緊急対応計画に関する調査研究事業の結果概要

<調査研究事業>

- ・公的個人認証サービスの運用に係る複数の機関を含め、特に運用の根幹を担う指定認証機関を中心とした暗号アルゴリズム危殆化時の対応を行うための行動計画について平成21年度に検討を実施。
- ・行動計画により、暗号アルゴリズム危殆化時に複数の関係機関が連携して適切かつ迅速な対応を行うことができ、公的個人認証サービスに係る安全性や信頼性の確保につながる。
- ・具体的には指定認証機関を中心とした緊急対応フロー、指定認証機関における緊急時の対応、暗号アルゴリズム危殆化対応を行う際のシステム上の対応について検討し、暗号アルゴリズム危殆化時の緊急対応計画案を得た。



海外における公的電子証明書の利用に関する調査研究事業の結果概要

公的個人認証サービスに係る普及拡大方策(利便性の向上及び利用サービスの拡大)の検討等に資するため、海外における公的電子証明書の利用に関する調査研究を実施した。主な調査内容は以下のとおり。

主な調査内容	日本	韓国	ドイツ	オーストリア	フィンランド	デンマーク	ベルギー	エストニア
1. 認証用途	なし	署名用証明書と同一の証明書により可能	署名用証明書と同一の証明書により可能	署名用証明書と同一の電子証明書により可能	署名用証明書とは別の証明書により可能	署名用証明書と同一の証明書により可能	署名用証明書とは別の証明書により可能	署名用証明書とは別の証明書により可能
2. 記録媒体	ICカード	PCのハードディスク、USBメモリ、FD、CD-ROM、ICカード、携帯電話の本体メモリ	ICカード、PCのハードディスク他(ただし、適格電子署名を利用する場合はICカードのみ)	ICカード、携帯電話(携帯電話会社のセキュリティサーバに保存)	ICカード、携帯電話のSIMカード、一部銀行のキャッシュカード(ICカード)	PCのハードディスク	ICカード	ICカード、携帯電話のSIMカード
3. オンライン更新	不可	可能(更新は既存の公的電子証明書を用いたオンライン更新のみ)	不可	オンライン更新可能	不可	可能(更新は既存の公的電子証明書を用いたオンライン更新のみ)	不可	不可(RAとなっている銀行のオフィスにて無料で更新可能)
4. 有効期間	3年	1年	3年(適格電子署名に対応した電子証明書の場合)	最長で5年	5年	4年	5年	3年
5. 検証者	行政機関等のみ	誰もが検証者となることができる(CAは誰もが検証可能とする義務を負っている)	基本的に誰もが検証者となることができる	誰でも検証が可能である	基本的に誰もが検証者となることができる	基本的に全市民が検証者となることができる	基本的に誰もが検証者となることができる	基本的に誰もが検証者となることができる
6. 署名メール暗号メール	なし	署名メール利用可能 暗号メール利用可能	署名メール利用可能 暗号メール利用可能	署名メール開発中 暗号メール利用可能	署名メール利用可能 暗号メール利用可能	署名メール利用可能 暗号メール利用可能	署名メール利用可能 暗号メール利用不可能	署名メール利用可能 暗号メール利用可能
7. 電子証明書に記載されている番号の性格	個人に対して付番された番号ではない	個人に対して付番された番号である	個人に対して付番された番号ではない	個人に対して付番された番号ではない	個人に対して付番された番号である	個人に対して付番された番号である	個人に対して付番された番号である	個人に対して付番された番号である